

派遣で働くみなさんへ

2015年9月30日以降に契約を締結・更新された方

◆改正労働者派遣法の雇用安定措置がはじまります

2015年9月30日以降に派遣契約を締結・更新した方で、同じ職場に継続した3年間派遣される見込みになった方は、雇用安定措置（義務）の対象になります。派遣見込みが1年以上の場合でも、努力義務の対象になります。

◆期間制限に違反した場合 派遣先が労働契約したと みなされます

3年を超える派遣労働者の受け入れには、派遣先の労働組合の意見が影響します。

【注意】派遣元で無期雇用されている方、60歳以上の方は対象になっていません。



◆雇用安定措置の内容

- ①派遣先への直接雇用の依頼
(派遣先が同意すれば、派遣先の社員となります)
- ②新たな派遣先の提供
(能力や経験に照らして合理的なものであること)
- ③派遣元での派遣労働者以外としての無期雇用
- ④その他の雇用安定を図る措置
(紹介予定派遣の対象とすることなど)

派遣元から雇用安定措置を受けられる可能性があります
まずはお近くの労働組合(ロ)に相談ください

日本医療労働組合連合会

〒110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5 医療労働会館 3階